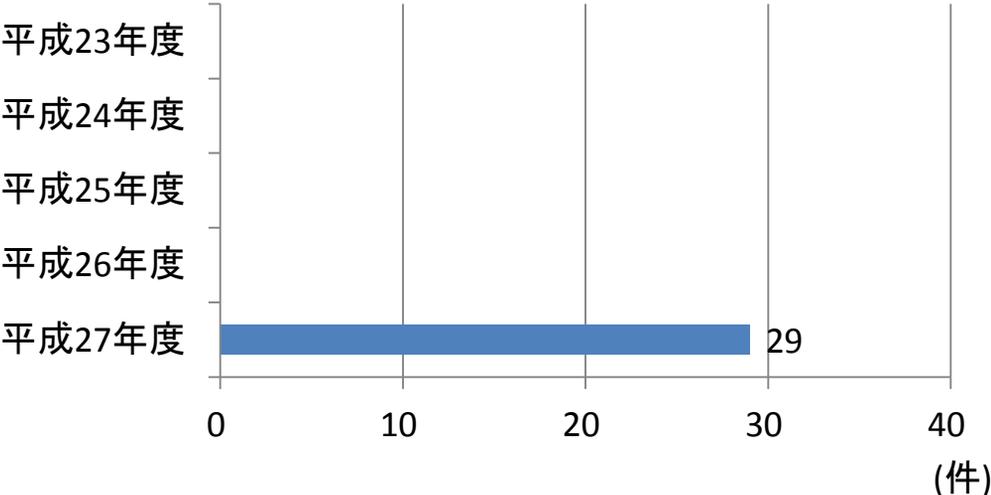


47 治験審査委員会・倫理委員会で承認された自主臨床試験の件数

解説	新しい診断法や治療法の臨床研究を行うことが国立大学附属病院の社会的責任の一つです。自主臨床試験件数とは、それら先端医療や臨床研究にどの程度取り組んでいるかを示す指標です。研究実施前に倫理委員会または治験審査委員会で審査され、承認されたもののみが臨床現場で実施されますので、所定の規則に則って適正に臨床研究がなされていることを評価する指標ともいえます。												
実績	 <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成23年度</td><td>0</td></tr><tr><td>平成24年度</td><td>0</td></tr><tr><td>平成25年度</td><td>0</td></tr><tr><td>平成26年度</td><td>0</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>29</td></tr></tbody></table>	年度	件数	平成23年度	0	平成24年度	0	平成25年度	0	平成26年度	0	平成27年度	29
年度	件数												
平成23年度	0												
平成24年度	0												
平成25年度	0												
平成26年度	0												
平成27年度	29												
定義	治験審査委員会・倫理委員会で承認された自主臨床試験の件数です。なお、平成27年度より、病院機能指標PTで協議したうえで、自主臨床試験の定義を「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に則り実施される医薬品・医療機器・再生医療等製品を用いた医師主導臨床研究（治験を除き、介入及び侵襲を伴うものに限る）に変更しました。そのため、経年比較は行わず、平成27年度の結果のみを記載しています。												

※本院独自の指標